

平成25年第4回我孫子市農業委員会総会会議録

1. 日時場所

平成25年4月25日(木)午後2時00分

議会棟第一委員会室

2. 委員の現在数

18名

3. 出席委員

1番 大野木 奥 治	3番 根 本 勇
4番 田 口 重 幸	5番 森 正 昭
6番 印 南 宏	7番 三 須 清 一
8番 甲 斐 俊 光	9番 斉 藤 隆
10番 染 谷 智一郎	11番 新 堀 政 夫
13番 渡 辺 陽一郎	15番 増 田 忠 夫
17番 須 藤 喜一郎	18番 小 池 良 雄
19番 高 田 勝 禧	

4. 欠席委員

2番 茅 野 理	12番 阿 曾 敏 夫
14番 渡 邊 光 雄	

5. 出席事務局職員

局 長	海老原 美 宣
次 長	飯 塚 豊
次長補佐	大 野 祐 信
農地係長	落 合 敦

6. 会議に付した議案等

審議事項

議案第1号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第2号 農用地利用集積計画(案)の決定について

報告事項

報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出に対する
専決処分について

報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出に対する
専決処分について

報告第3号 千葉県農業会議の諮問に対する回答について

報告第4号 農業委員選挙人名簿の登録について

議長 ただ今から平成 25 年第 4 回我孫子市農業委員会総会を開会いたします。

本日は 15 名の委員の出席をいただいておりますので、会議規則第 8 条により会議は成立しております。

初めに、会議規則第 18 条第 2 項の規定により、本日の会議録署名委員を議長から指名させていただきます。

11 番 新堀政夫委員

13 番 渡辺陽一郎委員

よろしく申し上げます。

次に、本日の書記には事務局職員の落合係長を指名いたします。

本日の議案について、事務局から説明をお願いします。

事務局 それでは議案の説明をさせていただきます。議案書の目次をご覧くださいと思います。

本日ご審議いただく案件は議案第 1 号から議案第 2 号までの 2 議案です。議案第 1 号は「農地法第 4 条の規定による許可申請」で、申請件数は 1 件です。議案第 2 号は「農用地利用集積計画(案)の決定について」で、計画件数の内訳は新規設定の 16 件と再設定の 9 件になっております。

ここで資料の誤りがありましたので差し替えをお願いいたします。議案書の 11 ページから 14 ページになります。登記地目と現況地目で田が正しいところを畑と記載されています。申し訳ございませんが差し替えをお願い申し上げます。それから地番も若干表現が、102-1 を 102 番 1 とさせていただきます。この辺も整合性を図るよう注意いたします。申し訳ございませんでした。

以上で議案説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 議案説明は以上で終わりました。

これより議事に入ります。

それでは、議案第 1 号「農地法第 4 条の規定による許可申請について」を議題といたします。

議案第 1 号について、新堀調査会長から調査結果について報告をお願いします。

新堀政夫調査会長 皆さん、こんにちは。それでは、第 3 調査会での結果報告を座ってご報告させていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

それでは、議案第 1 号についての調査結果を報告いたします。議案書は 1 ページで、議

案資料は1ページから6ページになります。

申請地はつくし野地先の畑二筆で、申請面積は約281m²でございます。農地区分は中央学院大学の南側100mに位置し、農家集落が連担する区域に隣接する農地であるために、第2種農地と判断いたしました。転用目的は申請地に駐車場を設けるものです。

申請地を確認し、内容を審議したところ、第3調査会では全員一致をもって審査基準を満たしていると判断いたしました。

以上です。

議長 これより議案に対する質疑に入ります。ご意見がある委員は挙手を願います。

(なし)

意見がないものと認め、議案第1号に対する質疑を打ち切ります。

これより議案第1号「農地法第4条の規定による許可申請について」採決します。許可することに賛成の委員は挙手を願います。

(挙手全員)

挙手全員と認め、議案第1号については原案どおり許可することにいたしました。

次に、議案第2号「農用地利用集積計画(案)の決定について」を議題といたします。本案件は農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画(案)の適否についての判断を求められています。

一括審議をしたいと思いますが、田口委員が整理番号10、新堀委員が整理番号14、須藤委員が整理番号18から25の譲受人となっておりますので、議事参与の制限があります。後ほど3名の委員に退席願って審議したいと思いますが、よろしいですか。

(異議なしの声)

異議がないものと認めます。

それでは、議案第2号の整理番号10、14と18から25を除いた15件について、新堀調査会長から調査結果についての報告をお願いします。

新堀政夫調査会長 それでは議案第2号、整理番号10と14、18から25を除いた15件についての調査結果を報告いたします。議案書は2ページから10ページになります。議案資料は7ページから14ページになります。

議案第2号は、農用地利用集積計画に伴う賃借権等の設定です。

整理番号1から8はあやめ園の跡地を我孫子市が賃借権を新規設定するもので、整理番号9と11から13及び15から17は継続による再設定となります。調査会では権利の設定を受ける者の経営農地の効率的な利用など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていることから計画案は適当と判断し、全員一致をもって決定すべきもの

との結論に至りました。

今回の計画案は設定を受ける者が8名2団体、集積地36筆で、集積面積が3万7,178m²となっております。また、賃借料は整理番号1から8が10アール当たり2万1,000円で、整理番号11が10アール当たり一等米120kgです。整理番号13と14が10アール当たり2万円です。そのほかについては10アール当たり一等米90kgです。

以上です。

議長 これより議案第2号の整理番号10、14と18から25を除く15件に対する質疑に入ります。ご意見がある委員は挙手を願います。

渡辺委員。

渡辺陽一郎委員 議案資料のほうなんですけども、13ページ、今井興業ライスセンター、これは会社の形をとっています。2番以降、2、3番の世帯従業員数の状態とか家畜、施設の状態、ほぼ白紙の状態なんですけど、これでよろしいのでしょうか。

議長 これについて、事務局。

事務局 お答えします。これでは審議ができないと怒られてしまいますけども、このセッティングが個人の場合と会社の場合と、打ち込む情報が違っているという状況なんです。この会社組織というのは非常に少なく、今井興業ライスセンターでは農地がこれとこれ、あと世帯員1名、機械がこれだけと。このちょうど2番のところだけ空白になってしまって申し訳ないと思っているところなんです。ここを何とか改善していきたいと渡辺委員のご指摘の前に我々も今、検討しているところでございます。

以上です。

議長 渡辺委員。

渡辺陽一郎委員 よろしいですか。今まで、私もちょっと長くやっているわりにはこういうことに気が付かなかったんですけども、会社組織であってこの資料では審議のしようがないということもある。ただ、今井興業ライスセンター、かなり今までずっとこう貸し付けをやっている経緯からすれば別に反対するわけではないですけども、今後やっぱり資料として付けるからには、会社組織であれば違う形のものが必要であるのであれば、きちんとそれをしてほしいと思います。

議長 いいですか。

渡辺陽一郎委員 はい。

議長 そのほかございますか。じゃあ事務局。

事務局 渡辺委員ご指摘のとおり、しっかりとした資料を作るよう努力してまいります。

議長 渡辺委員、いいですか。

渡辺陽一郎委員 はい。

議長 そのほかございますか。

(なし)

なければ採決に移ります。

それでは、議案第2号「農用地利用集積計画(案)の決定について」の整理番号10、14と18から25を除く15件について採決します。調査会報告は「決定すべきもの」ということでした。決定することに賛成の委員は挙手を願います。

(挙手全員)

挙手全員と認め、議案第2号の整理番号10、14と18から25を除く15件については原案どおり決定することにいたしました。

次に、議案第2号の整理番号10を議題といたします。

譲受人となっている田口委員の退席をお願いします。

(田口委員の退席を確認してから)

議長 議案について、新堀調査会長から調査結果について報告をお願いします。

新堀政夫調査会長 それでは議案第2号整理番号の10についての調査結果報告をいたします。議案書は6ページになります。議案資料は8ページになります。

整理番号10は継続による再設定となります。調査会では権利の設定を受ける者の経営農地の効率的な利用など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていることから計画案は適当と判断し、全員一致をもって決定すべきものとの結論に至りました。

以上です。

議長 これより議案第2号の整理番号10に対する質疑に入ります。ご意見がある委員は挙手を願います。

(なしの声)

意見がないものと認め、議案第2号の整理番号10に対する質疑を打ち切ります。

これより議案第2号「農用地利用集積計画(案)の決定について」の整理番号10を採決します。調査会報告は「決定すべきもの」ということでした。決定することに賛成の委員は挙手を願います。

(挙手全員)

挙手全員と認め、議案第2号の整理番号10については原案どおり決定することにいたしました。

新堀調査会長は自席にお戻りください。

退席となっていました田口委員は自席にお戻りください。

(田口委員が自席に戻ったことを確認して)

議長 次に、議案第2号「農用地利用集積計画(案)の決定について」整理番号14を議題といたします。譲受人となっています新堀委員の退席をお願いいたします。

新堀政夫委員 よろしくご審議のほどお願いします。

(新堀委員の退席を確認してから)

議長 議案について、須藤調査副会長から調査結果について報告をお願いします。

須藤喜一郎調査副会長 それでは議案第2号整理番号14についての調査結果の報告をいたします。議案書は8ページ、議案資料は12ページになります。

整理番号14は継続による再設定となります。調査会では権利の設定を受ける者の経営農地の効率的な利用など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていることから、計画案は適当と判断し、全員一致をもって決定すべきものとの結論にいたしました。

よろしくをお願いいたします。

議長 これより議案第2号の整理番号14に対する質疑に入ります。ご意見がある委員は挙手を願います。

(なし)

意見がないものと認め、議案第2号の整理番号14に対する質疑を打ち切ります。

これより議案第2号「農用地利用集積計画(案)の決定について」の整理番号14を採決します。調査会報告は「決定すべきもの」ということでした。決定することに賛成の委員は挙手を願います。

(挙手全員)

挙手全員と認め、議案第2号の整理番号14については原案どおり決定することにいたしました。

須藤調査副会長は自席にお戻りください。

退席となっていました新堀委員は自席にお戻りください。

(新堀委員が自席に戻ったことを確認して)

議長 次に、議案第2号の整理番号18から25を議題といたします。譲受人となっている須藤委員の退席をお願いします。

(須藤委員の退席を確認してから)

議長 議案について、新堀調査会長から調査結果について報告をお願いします。

新堀政夫調査会長 それでは議案第2号整理番号の18から25についての調査結果をご報告いたします。議案書は11ページから14ページになります。議案資料は15ページから29ページになります。

整理番号18から25はあやめ園の跡地を市から農事組合法人「あびべじ」が借り受け、使用貸借権を新規設定するものです。調査会では権利の設定を受ける者の経営農地の効率的な利用など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていることから計画案は適当と判断し、全員一致をもって決定すべきものとの結論に至りました。

以上です。

議長 これより議案第2号の整理番号18から25に対する質疑に入ります。ご意見がある委員は挙手を願います。

渡辺委員。

渡辺陽一郎委員 今、整理番号 18 から 25 の議案資料を見せていただいているんですが、農事組合法人「あびべじ」の定款はを見せていただいているんですけども、作付け計画、経営計画が全く出てないです。これでは審議のしようがありませんので、その詳しい方、または資料があるようでしたら提出をお願いします。

議長 事務局。

事務局 現在のところ、ちょっとご説明できる担当が別な用事をやっているものですか、いません。若干のペーパーはあるんですけども、お配りしてよろしいでしょうか。

渡辺陽一郎委員 資料があるんですか。

事務局 はい。

議長 暫時休憩に入ります。

(暫時休憩)

議長 それでは再開します。

事務局。

事務局 ペーパーを、資料を配らせていただきました。この資料と我々が担当から聞いたことをお伝え申し上げます。

手賀沼のほとりのあやめ園は、もうここ 20 年以上ですか、市民に親しまれ、市民だけではなく、近隣の人たちからもかなり人気があったと聞いております。農事組合法人「あびべじ」の皆さんがご高齢になって 24 年度でお辞めになるということで、市民の方々からも何とか残してほしい、ぜひできないかという要望が多くあったそうでございます。そのため担当の商業観光課では農政課と協議をして、何とか景観作物を植えることとしていこうと。渡辺委員がおっしゃるように、何月に植栽、何月に刈り取りとか、そういう計画まで出せないのは本当に申し訳ないんですけども、何とか3年のうちにこの水生植物園跡地の道筋を見ていきたいというのが担当の話でした。

簡単ですけども以上です。

議長 いいですか。

渡辺委員。

渡辺陽一郎委員 それでは何も経営計画も。この紙では経営計画自体、作付け計画まで細かくは言いませんけども、経営計画も全く出てない状態では審議のしようがなく、できればその資料がある程度出てくるまで継続審議としていただければありがたいんですが。もしそれが可能でないとしたら、やっぱり担当者の説明が必要だと思います。

議長 どなたか質問はありますか。

事務局。

事務局 担当者、ちょっと今日この場へ説明に上がれないということですので、今、渡辺委員のおっしゃったことはちょっとかなえられません。

以上です。

議長 渡辺委員の提案に対して、どなたか発言はありませんか。意見。

染谷委員。

染谷智一郎委員 私たちの第3調査会の担当だったんですね。それでやはり渡辺委員が言うような問題がありました。そのときでも何かこちらの契約の年数を見ても分かるおりに、年度の端数があるんですよ。ということは、やはり今年度早速もうやらなきゃいけないということで、できればこの時期に許可をいただきたいというようにお話がありました。そんなことで、結局あやめ園の跡地をどう利用するかと観光課を含め、農政課のほう非常に苦慮していたところ、たまたまアンテナショップをやってらっしゃる「あびベジ」の会員の人たちをお願いするしかないかなということで、そこまで行くにも非常に苦労したということのようでございます。そんな関係で、調査会のほうでは今までの流れの中ではやはり作付け計画とか、いろいろ細かい資料等を添えての審議でなけりゃというようなこともありましたけれども、そんなことを考えてみると、受け皿というか、やむを得ない急ぎの策ということ。ほかに耕作するとか、そういうことじゃなく、計画作物を作って、その場所あるいはあやめ園の延長線のようなかたちで、あやめ園らしきものもごく少数ながら残すというようなことも含めて、苦肉の策で継続をするというふうな問題もありますので。みんな含めてかな、その継続の期間についても、そんなに、11カ月ですか。そんなことをして、今年は急ぎのそういうことなので、許可願って。ヒマワリとか景観作物もやるにもすぐ工事に、急ぎのしなきゃいけないというような時期なので、許可

をいただいて、できるならば来年からはね、非常に細かい計画を立てた段階で行うというようにも聞いたりしています。また、農政課あるいは観光課のほうでもそんなことをおっしゃって、許可相当もやむを得ないかなというような判断に至ったということなので、ひとつその辺のところを理解いただければと思います。

議長 そのほか意見。

渡辺委員。

渡辺陽一郎委員 今、調査会のメンバーの方の意見は伺いました。確かに今、作付けしなければいけないと分かりますけども、今までの新規就農者の方の申請に関しては経営計画から作付け計画まで出してもらわないと審議をしてなかった。それとの整合性が取れなくなってしまうわけですから。3年ではなく、2年11カ月という、1カ月もう既に過ぎてしまっていることをまたやっているのであれば、もう1カ月遅らせて、何とか来月には出してもらえるような資料にならないんでしょうかね。

議長 ただ今の意見に対して事務局何かありますか。

ないですか。

事務局 聞かないと分からないですね。

事務局 休憩をお願いします。

議長 休憩します。

(暫時休憩)

議長 再開します。これより採決いたします。

議案第2号について調査会報告は決定すべきものということでした。決定することに賛成の委員は挙手を願います。

(挙手多数)

挙手多数と認め、決定することにいたしました。

新堀調査会長は自席にお戻りください。

(発言あり) 次回までに条件付き事項。

ただ今の決定事項には条件付きとされております。

以上で、審議案件については終了いたしました。

続いて、報告事項に移ります。

事務局、報告をお願いします。

事務局 それでは報告事項を報告させていただきます。

報告第1号と2号について併せて説明させていただきます。議案書は15ページから20ページになります。この報告は市街化区域における農地転用の届出になります。農業委員会事務局処務規程に基づき、事務局長が専決処分し、受理書を交付したものです。

報告第1号は「農地法第4条に係る転用の届出」で、1件受理しました。用途は駐車場の1件となっております。

報告第2号は「農地法第5条に係る転用の届出」になります。5件受理しました。用途は宅地5件となっております。

続きまして、報告第3号「千葉県農業会議の諮問に対する回答について」は議案書21ページの3件です。

内容につきましては、平成25年2月27日に農業会議へ諮問し、平成25年3月14日に開催された千葉県農業会議の結果「許可相当」と回答いただきました。3月15日付けで許可書を発行したものです。会長専決規定第3条の規定により報告いたします。

続きまして、報告第4号「平成25年度農業委員選挙人名簿の登録について」。選挙管理委員会では登録申請書に基づき、選挙人名簿の調整を行いました。その結果、議案資料22ページになります。報告がありましたのでご報告いたします。

以上、報告事項を終わります。

議長 事務局から報告第1号から第4号までの報告をさせていただきました。

ただ今の報告に対してご意見がありましたら挙手を願います。

渡辺委員。

渡辺陽一郎委員 報告ですので審議事項ではありませんから確認だけお願いします。報告第1号の駐車場にするとということの受け付けした日にちを教えていただければ。実は4月の1日から湖北小学校の学童保育室の向かいのグラウンドの反対側になるところの駐車場を学童保育室の先生に貸し出しています。ちょうど4月1日からもう既にそういう状態になっているわけですから、いつ申請が出たかによって大分前からの着工になってしまっているのではないかという疑念がありますので、受け付けた日にちをお願いします。

事務局 暫時休憩をお願いします。

議長 じゃあ休憩します。

(暫時休憩)

議長 それでは再開します。

皆さん、質問、意見ありますか。

(なし)

報告案件で質問がありましたら。

染谷委員。

染谷智一郎委員 毎年、農業委員選挙人名簿は1月1日をもって申請してもらっているし、その後集約しているんだけど、今年は特に改選の時期で、今時こう選管のほうから農業委員会に報告があって、それで選挙が終わっちゃっているんで、もう少しこういう部分というのはちょっと焼け地の後の火の用心みたいに、今報告受けたからといっても、ただこれだけの選挙人登録がありますよというのはちょっと遅いような感があるんだけど、こんな程度でいいのかな。前にはもっと早く農業委員会でも事前に地域の確認を何度もしたんだけど。プライバシーの問題等も含めてね、選管が結局農業委員会で見たものを確認をして集約したものを報告するんだけど、既に総会の時に委員を報告ということは、選挙当日を過ぎちゃっていて。一般の議会や何かでもね、事前に議会の選挙が終わったあとに我孫子市の選挙人はこれですよなんていう報告を選管はするのかな。そんなのはちょっと不可解な、理解できないところがあるんだけど、その辺のところをちょっと説明していただければと思います。

議長 事務局。

事務局 私も不思議に思いまして調査させていただきました。それと、会長からもご指摘いただきました。農業委員の皆さんで書類をチェックして、それで選挙管理委員会に上げていたということを確認できました。来年からそれは実施していきたいと。1月に皆様にチェックをいただいて、1月の総会でこの書類を上げてよろしいかどうかを議案として上げて、選挙管理委員会に上げていきたいと。染谷委員のおっしゃるとおり今後実施していきたいと思っております。

以上です。

事務局 先ほど渡辺委員のほうからご質問がありました4条の届出ですけども、3月4日に受付をしております。

以上です。

渡辺陽一郎委員 はい。どうもありがとうございます。

議長 報告案件に対しての質問はそのほかございませんか。

なければ、本日の議案の審議並びに報告事項はすべて終了いたしました。

以上をもちまして、我孫子市農業委員会第4回総会を閉会といたします。